

業務資料 No. 141

取扱注意

# カナダ駐在員報告

## No. 9

(45年1月～45年3月)

海外移住事業団業務第一部編

ARY

国際協力事業団

受入 月日 '84. 9. 13	801
登録No. 14786	23.4
	EM

## 目 次

1. 移住者との応接	1
2. 移住に関する諸情勢	17
(1) カナダ労働事情の変化	17
(2) オンタリオ州のマンパワー事情(1969年11月~12月)	20
(3) 産業別雇用の変化	25
(4) 1969年の対加移住状況	29
(5) カナダ人口の推移	34
(6) カナダ主要都市の人口増加	35
(7) 賃 金	37
(8) オンタリオ州家主および借家人法の修正	40
(9) マンパワーの成人教育プログラム	42
(10) 市民権と選挙権	43
3. その他の移住関連事項	45
(1) フランス系移住者2,000家族アルバータ農村へ転住か	45
(2) ケベック州の言語論争と移住者	47
(3) 非移住者の就労は処罰	48
(4) カナダの大学生の就労見通し	49
(5) ケベック州生徒の学校選択	49
(6) チェコ難民歯科医の資格取得近し	50
(7) 言葉の分らぬ移住者精神病院で10ヶ年監禁	51
(8) 米国移民法の一部改正	51
(9) 炭鉱労務者の移住斡旋に関する考察	52

JICA LIBRARY



1035613L7J

## 1. 移住者との応接

(45年1月分)

今月中は大別して、トロント地区、ヴァンクーバー地区およびアルバータ南部地区で移住者と応接した。前者の場合は都市における技術移住者であり、残りは農村地帯における農業移住者であった。

東西の二大都市、トロントとヴァンクーヴァーは最近の日本人技術移住者が最も集中している地域であるが、両地域における新移住者の就職条件や生活状況等は殆ど全面的に類似している。

以下、主として都市の技術移住者との応接内容を記述する。本月中面接した数はトロント地区27名、ヴァンクーヴァー地区5名であった。

### ○洋裁師 1名

日本で速記10年余りの経験があつたが、移住するには日本語の速記では通用しないので、洋裁を1年半勉強して渡加した。しかし裁断なども出来なければ1人前になれないので、渡加後マンパワーセンターの英語学校に3カ月学び、さらに当地の洋裁学校に4カ月通つて、今漸く仕事が出来るようになった。

### ○教師 1名

日本の経験(小中学校で)10年。教師になるには少なくとも1カ年のTeachers' Collegeに入学する必要があるので、取りあえず5才と2才の子供のいるユダヤ人の家庭にベビーシッター(子守り)として住み込んでいる。室料と食費は無料で、給料は1カ月当り、はじめはC\$140、5カ月後にC\$150となつた。夜はYMCAで英語を勉強中。

### ○ドレスメーカー 1名

1968年秋ヴァンクーヴァーへ到着。8カ月後トロントへ。ドレスメーカーとしての就職がむずかしいので他に職を捜したい。何がよいか、との相談。

(註記)

C \$ 5 0 0 を所持し、タイプを40字程度打てるというので、もし同意なら所持金のある間、タイピストの学校へ通うことを助言。

○看護婦 1名

日本の経験5年。1968年8月渡加し、到着後2日後に某病院に就職。はじめの資格はTraining Nurse という名称で、登録看護婦のアシスタントとなる。(日本の準看護婦級)英語使用国で英語によるトレーニングを受けた看護婦はUndergraduate Nurse という名称で給料は1カ月C \$ 5 1 0。登録看護婦の試験を受けるためにはいづれかの病院に最低2カ月は勤務することが必要で、婦長から推薦状を貰って受験する。Foreign Training Nurse は4課目、Undergraduate Nurse は1課目を受験するが、相当の勉強が必要の由。

○カツラ販売商 1名

1966年以来、3回目の米国入国をしたが、滞在期限が到来しても出国しなかったため出頭命令を受けた。すでに35日間も期間が超過していて国外追放を受けた。カナダに入国したが滞在期間1カ月の間に何とか工作して再度米国に入る方法はないか、との相談。

(註記)

どのような工作をしても、「国外追放」の記録は全米の移民局に周知させてある筈だから、姑息な手段を弄せず入米は縮めるよう助言。

○レンタカー会社勤務者 1名

農業者の名目でヴィザを貰い、はじめアルバータ州の農家に行ったが約半年でトロントへ来た。マンパワーセンターの英語学校に2カ月学んだ後、レンタカーの会社に勤務。給料は1週間C \$ 7 5。日本から持ってきた金と合わせてC \$ 2,000位は貯めたので、日本に帰ってコンピューターのプログラマーになりたい。

○理容師 1名

日本の経験10年。到着後3カ月してライセンスを取得した。ライセンス取得試験のためだけでなく、接客のためにも英語は極めて必要なた

め、渡加後ライセンス試験を合格してからも英語のナイトスクールに通った。

○美容師 1名

到着後3カ月でライセンス取得。夜間、レストランのウェイトレスをしたりして貯蓄も出来たので、本年9月からカレッジの英語コースに入学する予定。

○クリーニング業 1名

日本の経験12年。1965年5月、家族で移住。移住直後売りに出た古いクリーニング屋の経営権を移住の際携行した資金で買い、夫婦で営業中。事業は順調の由。

○弱電技師 1名

日本の経験9年。1968年4月渡加し、約1年2カ月は小さな無線工場で働いた。本人よりも約半年前に移住していた移住者と結婚し、はじめのうちは妻はキーパンチャーとして共稼ぎをした。同人から、「日本で移住準備のために退職した場合、失業保険金のなかの就職支度金を貰える県と貰えない県とがあるのは不公平であるから、南米移住者の場合、乗船日を就職日とみなすのと同じような処置を執って欲しい」との要望があつた。

○セクレタリー 1名

日本の経験2年。

航空関係会社に勤務。

○プログラマー 1名

1969年10月来加し、1月はじめにIBMに入社した。入社後約2週間講習を受けた。

○旅行から永住申請 6名

その1: タイピスト 1名

1968年9月出国、英国滞在1年。1969年10月入加、直ちに永住を申請し、約3カ月後にWorking Permissionを与えら

れた。1年半のタイピストの経験があるので何とか就職は出来ると思われる。

その2：画家志望の青年 1名

高校卒業後、旅行者として米国に入り、滞在延期申請を繰返して約1年半滞米。その間は絵を描いたり、アルバイトをしながら英語を勉強した。カナダで大学に入学したいと希望。所持金C\$930

(註記)

大学に入学するには、永住権を取得するか、留学生ヴィザを入手することが必要なこと。日本の高校卒業者はオンタリオ州ではGrade 13を終わった後、大学の課程に入学を許可されること。1年間の授業料は約500、生活費は最低C\$2,000は必要であること、などを説明した。後日、本人は再訪して次のように語った。「2年制のelectronicsのカレッジの入学試験を受け、試験科目は英語、数学、理科の3科目で入学を許可された。授業料は年間約C\$215。この入学許可によって留学生ヴィザが取得できた。」と。

その3：貿易会社々員 1名

入加後永住を申請して、4カ月後にworking permissionを取得した。10数社に就職の申込みをしているが、英語力の関係でまだ就職していない。

その4：洋裁師 1名

日本で移住申請をしたが、「経験年数不足」の理由で却下されたので旅行者として渡加した。永住申請をしたところ、学校卒業証明書、経歴証明書等の提出を求められ、まだ結果は不明。

その5：短大卒業生 (A) } 2名  
大学生(3年在学中)(B) }

米国に2カ月近く滞在后カナダに入国した。米国へ再入国を申請したが許されなかつたので、ケベック州に行って永住を申請したところ、Aは審査に合格したが、Bは不許可となつた。Bもなんとか

滞在できる方法はないか、との相談。

(註記)

大学に在学中の者には永住許可は与えられないこと、仮りに許可されても自信の持てる技術がなければ将来の発展は困難であること等を説明し、この際は日本に帰って、まず大学を卒業するよう助言した。

◎その他 1.4名

- 結婚相談(旋盤工) 1名
- 婚約者呼寄せ相談(機械デザイナー旋盤工) 2名
- 自立相談(酪農実習生) 2名

「南部オンタリオ州のある日系人2世が、新しく農場を購入し、「野菜を栽培したいから専任として働いてくれないか、2年後には自立の援助をしてやる」との申入れを受けたので、酪農場の実習を止めてこれを引受けたいがどうしたらよいか」との相談。

(註記)

相手方との雇用契約、2年後の自立援助契約などを文章に作成して持参するよう助言。

- 就職相談(技術不十分なタイピスト) 3名
- 求人(日系2世) 1名

日本人をハウスマイドとして雇いたい。

(註記)

ハウスマイドの移住申請についての日本側や在東京カナダ査証部の考え方等を説明。

- 米国移住相談(プログラマー) 1名
- 英語勉強の相談(美容師) 1名
- 日本商品店開店の通知 1名

日本からまとまった資金を持ってきて開店した。

取扱品目：陶器、各種人形、郷土民芸品、金屏風、呉服類、クリスマスカードなど。



○離婚相談（自動車修理工、夫妻） 2名

妻が在日中約1年半文通して結婚入籍の上、2カ月前呼び寄せた。宗教的習慣が甚だしく違うため、妻は到着後別居を続けてきた。数回に亘って夫妻を呼んで協議したが到底妥協できず、夫妻とも同居の意思が全くないので、止むなく、「双方の親戚、仲介者等にも離婚するほかない事情を詳しく通知した上で、離婚届を提出するように」助言した。

（45年2月分）

本月中応接した件数は31件でその主な内容は以下のとおり。

○プログラマー 1名

日本の経験2年。1968年2月入加。到着後2週間位で某鉄道会社に入社。1時間当りC\$1.50～2位。1日の勤務時間は8時間以上。同社に1年7カ月位働いた後退職。某ホテルのウェーターとなった。給料はチップが主体であるが、収入はプログラマーよりは良い。当地のプログラマーに對して、「英語力をつけることが大切であり、今の段階では電算機の台数は余り多くないので求人数は左程多くない」と語った。

○広告代理業（Commercial Artist） 1名

4カ月前に移住、広告代理業の会社5カ所に応募した。経験と技術は認めるが、英語力が不足との理由でいづれにも採用されなかつた。現在マンパワーセンターの英語学校（6カ月コース）に在学中。生活給付金として毎週C\$40を受領。

○機械工（自動車エンデン再生工） 1名

日本の経験5年。1969年12月入加。日本出発前に、前勤務会社からカナダの某社あての紹介状を貰い、到着した翌日訪問して直ちに採用された。週給C\$130。宿舍は当事務所で日系人宅を紹介した。  
——賄つきで1カ月C\$105。

○借家人とのトラブル 1件

2階のフラットを新移住者(若夫婦)に貸している。油虫が発生したので駆除したが根絶し切らないうちに、上記移住者は第三者の助言を受けて、油虫の駆除方を市役所に依頼した。市の消毒員が来て約2時間消毒し、85ドルを徴収した。「カナダは衛生上の取締りがやかましいので、油虫の駆除等は家主の義務である。しかし、間借人は市役所に依頼する前にまず家主に請求し、家主がこれを怠った時に市役所に申出て貰いたかった……」ということで、家主との間借人間で紛糾を生じた。本件は感情問題に発展しているので、移住者に転居させて処理した。

○タイピスト 1名

2年前に移住した友人(A女)が、数年前移住後カナダ市民権を取得した日系人(B男)と結婚したが、B男は別の女をひそかに養い、友人A女を虐待した。A女は殺されると心配してトロントに逃げてきたが病気になる入院中。A女は現在無一文で政府の福祉補助を受けており、離婚を切望している。

(註記)

カナダの法律に基く「裁判上の離婚制度」について説明した。現段階では「A女の所在が判明すればB男が来て殺す心配もある」という。「脅迫などに対しては警察による保護措置もある。」ことを説明したが、「退院したら再び相談に来る」とのことであった。

○鉾山関係のコンサルタント 1名

日本から連絡して移住し、鉾山関係某コンサルタント協会に就職できた。

○タイピスト 1名

2カ年位滞在して英語を勉強したい希望で移住した。職業はウェイトレスということをしているが、目下タイピストの学校に通って勉強中。生活資金を得るためにパートタイムの仕事を求めて来訪。

○ステノタイピスト 1名

日本の経験10年。2月はじめ入加。某日系会社を紹介したが、英語を早く充実したいので外国系会社を希望。

○タイピスト 1名

日本出発前に紹介を受けてきた会社に渡加後すぐ就職できた。日本では料理の練習を全くしなかったので、こちらに来て自炊ができない。脂つきの下宿を探して欲しいというもの。かねてから当事務所に貸間申し入れをしている家に若干連絡してみたが、女性で自炊の出来ない者は異常ではないかとして、受入れ者がなかった。取り敢えず本人の就職先の婦人社員の家に下宿させ、料理を練習するよう協力。

○水質分析技師 1名

日本の某大学で数年研究の経歴があり、出日前にカナダ各方面と文通していたが、どの照会先でも「渡航して面接するまでは雇用の可否は何とも言えない」という意向であった。当地に到着後、まずマンパワーセンターに相談させたが、特殊な専門分野であるため就職は相当困難の模様。よって在日中交渉していた関係方面に「現地に到着したから面接を受けたい。」との文書を送送させ、さらに専門職としては相当の英語会話力が必要であるため、気長く求職運動を行いつつ英語勉強を重視するように促し、マンパワーの英語学校に入学させた。

○コック(フランス料理) 1名

トロント市内の中級レストランに約1年勤務していたところ、マニトバ州の某クラブの会長に見込まれて転勤することになった。新職場では夏の期間中はマニトバ州で働き、冬期間は米州フロリダ地方でヨットのコックとなる。仕事は毎日朝6時半から午後5時半まで。休みは昼間3時間の休憩だけで休日はない。給料は1ヵ月C\$800。

○自動車整備工 1名

日本の経験5年。在トロントの日系自動車販売会社の採用引受が決っていたので、渡航後直ちに就職。宿舎、保険などについて助言。

○オーディオ・イクイップメント(ステレオなど)のデザイナー 1名

日本の高校卒業後、就職経験3年。1967年8月来加。1年間某会社に就職後、1968年オンタリオ州西南部の某大学（Engineering Science コース）に入学した。卒業後は独立して会社を経営したい。テレビなどの普及状況を考えて、現在の大学卒業後は中東などで会社を経営したい。その下準備として今年夏には、トルコに旅行したいとのことと諸資料の調査のため来訪。

○ 旅行等から永住希望 4名

その1：留学生

1969年9月、トロント大学の留学生として入加。留学生から一般移住に切替えたい。

その2：商社就職希望者

1968年6月日本出国——— 北欧諸国に1年半滞在後本年2月カナダ入国、所持金C\$ 1,200。英語勉強をしたいので、旅行者としての滞在期間（1ヵ月）内に永住資格を取りたい。

その3：プログラマー

日本で昨年12月永住を申請し、勤務先も辞職した。2月中旬面接の通知を受けたが、待ち切れなくて渡加した。2ヵ月の滞在を許されているがどうしたらよいか、との相談。

その4：弱電技術者

日本の就業経験3年後、農業者の資格で10年前にブラジルへ移住。半年位農場で働いてから郡会に転居し、最近まで各種工場の弱電部門に勤務。カナダ移住を志して2ヵ月前に渡加し、永住を申請した。近日面接を受ける予定。

（註記）

旅行者等として入加後、永住を希望する例は上記の外にも少なくないようで、電話による照会も数例あった。これらの相談を受けた場合には、事情を詳細に聴いた上で、本人の経歴、技術の種類と経験年数、語学力などを考慮して、日本帰国か永住申請について助言

している。一般的に言くと、この種の人々は多くの場合、「2～3年滞在して、英語を勉強したり、多少の貯金をしたい。永住する気持はない」という傾向が強い。永住申請を奨める者には面接に備えて英語勉強の要領を指導。

◎その他 7名

○日本人移住者の追跡調査(カナダ人新聞記者) 1名

先年日本に招かれた際、在東京カナダ査証部でカナダ移住希望の日本人数名と会った。彼らの移住後の経過を調べたい。求めに応じて、日本人の一般移住事情を説明。

○某一世 1名

「日本の知人の娘(静岡県)が英語勉強のため渡加したいから引受人になってくれという。呼寄せについて細部を聞きたい」というもの。本件については、カナダの移住規則の概要を説明し、相手の娘は移住事業団静岡県事務所相談させるように助言。

○新移住者主催「素人のど自慢大会」開催の協力依頼 1名

○日本訪問に相連する諸相談 1名

○移住事情調査 2名

学術論文の資料とするために、トロント大学とブリティッシュ・コロンビア大学の在学生在が来訪して日本人の移住状況を調査。

○親戚の呼寄せ相談(一世) 1名

○求人相談 5名

その1:日系2世の経営する会社

ラジオ修理工 5～6名求人。

その2:某電気関係会社

電気技術者 1名

その3:在ニューヨークの日系料理店

夫はマネージャー、妻はウェイトレスとして働く若夫婦。

その4:ニューブランズウィック州の某会社

日加間の貿易に従事する日本人——日英両語をよく解し、両国の商業、貿易事情に通じた者1名。年俸C\$10,000~C\$12,000程度。

その5：某保険会社

タイピスト 1名

(註記)

いづれも、求人条件を明記した書類を提出するよう指示。

○貸間 2件

その1：ベースメント——台所、シャワー、冷蔵庫、ヒーターつき。ベッド2つ位入る広さ。家賃1カ月C\$60。

その2：1ベッドルーム、台所、バスは共用。家賃1カ月C\$60。

(45年3月分)

本月中に面接した件数は次の31件である。

○電気設備コントローラー 1名

ブラジルに約10年滞在して電気関係の仕事をした。カナダ転住を考えて先月旅行で渡加し、移民局に永住を申請した。面接に合格して身体検査を受け、「労働許可」の下附を待機中。現在月曜から金曜まで1週5日間、毎日午後4時から午後10時までの英語の夜学に通学中である。(授業料は1週C\$2)。

(註記)

本人は上記のようにブラジルで10年に及ぶ電気関係の経験があり、カナダでは一層有利に就職できるものと考えて転住してきたようである。幸に永住のための面接には合格したのであるが、その後本人の慣れているポルトガル語とは異なる英語の勉強で苦勞し、他面、カナダは目下相当の失業者率上昇のため、ブラジルで想像したような現実ではないことを体験している。このため、最近では、「この

際一度日本を訪問して肉親に会った上で、やっぱり生活にも言葉にも慣れ、かつ就職機会も多いブラジルへ戻ろうかと思う」と語るようになった。ブラジルに戻るか、カナダに止るべきかは本人の将来に大きな影響を生じるので、もう少し英語を勉強し、カナダ移民局の「永住権」附与を受けた上で訪日し、伯、加両国を速く離れて冷静に観察して決定すべきことを助言した。

○ 教師 1名

日本の経験10年。将来は是非学校の教師になりたい。そのためには英語が必要なので、現在パートタイム(午前9時から午後1時まで)でアパートの部屋掃除をしている。1時間当りC\$1.40 —— 大体2週間にC\$60程度の収入。その余りの時間は専ら英語の勉強に当て、講義が分るようになったら大学に入学したい。

○ 教師 1名

日本の経験3年。日本で就職していた会社の取引先に紹介を受けていたので、到着してすぐ就職することが出来た。

○ 水質分析技師 1名

特殊な職種なので、マンパワーセンターでも就職は容易でないとの話であった。将来この専門の分野で就職出来れば英語力が相当に必要なので、就職を焦らず、まず英語力の充実を図る方針を取りマンパワーセンターの英語学校入学を申込んで許可された。

○ トラック、バスのドラフティングデザイナー 1名

日本の経験3年余。約1年5カ月前渡加。はじめの1カ月位仕事がなかったためオンタリオ州内のマンパワーセンター英語学校に入学した。(6カ月の在学期間中は生活費の補助があった。)その後アルバータ州カルガリー、エドモント地方でドラフトマンとして就職し、去る12月退職。現在「失業保険」(1カ月C\$160)を受領中。

○ 不得要領氏 1名

4年前、日本の大学を卒業直後に出国、香港に暫く滞在後、ドイツなど

ヨーロッパ各地を巡遊し、「社会の種々な実態調査(本人の言)」を実施してきた。ドイツ滞在中にカナダ永住のヴィザを入手した由。移住の目的を尋ねても、「医者の子だが、経営学が専門である」商売をしてもよいし、自動車やラジオの修理も出来る」などと言つて確たる答弁なし。現在はホテルに勤務している由。「日本人はヨーロッパやカナダなどに憧れや不用意な考えで来ている者が多い。自分はカナダに日本的なものを確立したい……………」などと、些か独善的なことや、取り止めもないことなどを言う。

○ コック 1名

農業は全く経験であつたが、1年前アルバータ州農村へ移住した。就業困難であつたが某日系農家で雇用して貰つた。しかし農業には不向きなので、当事務所からトロントの某レストランに交渉して採用方を依頼し、今回トロントへ転住した。

○ 電気自動制御設計士 1名

日本の経験5年。マンパワーセンターに相談に行つたところ、本人の専門分野の某会社を紹介されたのでインタビューに備えて準備中。

○ 建築設計士 1名

2年前渡加してエドモントンに滞在した。トロントに一層大きなチャンスを求めて転住してきたが、目下政府の引締政策のため、求職に困難している。

○ 旅行から永住希望または収入計画 3件

その1: 家具修理工 1名

ブラジルから3カ月前来加。移住申請をして近日面接を受ける予定。所持金が底をついたので、目下ヤミで家具修理の手伝いをしてゐる。

その2: 建築技師 1名

5年前日本を出国し、米国——ヨーロッパ各地を巡遊し、カナダに入って約1カ月半の滞在許可を与えられた。その期間中働いて



金を得る方法の相談。

その3：電話交換手、生花教授 1名

(註記)

本人の保有する技術では永住面接の審査に合格することは殆ど不可能と思われるので、別途に従業経験2年を有する「美容技術」を特技として永住を申請した。4カ月後の面接に備えて英語勉強中。

◎その他 18件

○近況報告(タイピスト) 1件

(註記)

オンタリオ州政府から受給している諸手当の制度について、その体験を次のように語った。

家族手当(Family Allowance)：—— 受給者が一時カナダを離れる場合は支給を中止され、再入加の時から支給が再開される。

医療保険(OHSIP)：—— カナダ国外滞在が1カ年以内であれば、その期間中、カナダ国外で支払った治療費等はカナダ帰国後その領収書を添えてOHSIPへ請求すればよい。

○企業融資相談(レストラン開設希望) 1件

(註記)

中小企業に対するカナダの融資制度に関する資料を提供。

○求職相談 2件

いづれも各種の就職運動をしたが困難のため特に相談した例である。

(1)セクレタリ 1名

(註記)

「翻訳」を希望したのでオンタリオ州政府に照会したところ、「5カ国語の知識がないと政府関係の翻訳部には雇われない」

とのことであつた。

(2)衛生関係技術者 1名

○結婚相談 3件

ラジオ修理工、電気工、印刷工(婦加二世)

○離婚相談 1件

妻子に乱暴するので妻の方から離婚を提訴したところ、夫は審議を避けて日本に渡航した。近日婦加するとの通知が来たが、何とか入加を差止める方法はないか、との相談。

(註記)

裁判の判決を受ける外なきこと、夫が入加した際の対応などについて助言。

○退職相談 1件

(セクレタリ 1名)

ユダヤ人の会社に就業中。日系人(2世:3世)が30人位勤務。人事や給与にとても差別待遇が行われているので退職したい。

○米國転住相談 1件

(メカニカルエンジニア 1名)

カナダでは就職の機会が見つからぬから、との理由。

○新移住者連絡会の運営等相談 1件

○求人 3件

大工 1名

大学の化学、生物学教室助手1名(男子を希望、年俸C\$6,000)

ラジオ修理工(5~6名)——— 推薦方を本部へ依頼。

○呼寄せ相談 4件

その1:姉(タイピスト)が妹(美容師)を呼寄せたい。

その2:日本に居る知人(女子)が「旅行なら簡単に入国できるそうだから旅行で渡航し、あとで永住申請をしたいから、滞在中の面倒を見てくれ」との依頼を受けた。どう回答したらよいか、との相談。

その3：カナダ人が日本人画家（在スペイン）を呼びたい。

その4：メカニカル・デザイナーとして1時間あたりC\$ 3.70の収入を得るようになったので、婚約者と呼寄せたい。

## 2. 移住に関する諸情勢

### (1) カナダ労働事情の変化

カナダ移民省と連邦統計局は1月30日、カナダの労働事情を発表した。これらの統計はカナダ全国の35,000の家族を調査した結果で、1968年10月以降1カ年間に於ける、カナダ全国と各州の労働力、雇用、失業の状況、各種産業の雇用の変化等を示している。

ア、カナダ全体と各州の労働力、雇用、失業状況(単位1,000人)

地 域		1968年12月	1969年11月	1969年12月
カナダ全国	労働力	7,940	8,115	8,095
	失 業	373	354	383
	失 業 率	4.8%	5%	4.8%
大西洋諸州	労働力	633	646	641
	失 業	45	40	46
ケベック	労働力	2,221	2,274	2,256
	失 業	152	143	152
オンタリオ	労働力	2,939	3,007	3,022
	失 業	87	82	95
平原三州	労働力	1,331	1,333	1,334
	失 業	45	41	44
B・C・	労働力	816	855	842
	失 業	44	48	46

失業期間：1カ月未満……………全失業者の3.6%

1カ月～3カ月…………… // 3.9%

4カ月以上…………… // 2.5%

イ、カナダ全体の産業別雇用の変化（増減）

産 業 別	1968.10対1969.10		1969.9対1969.10		1969.10対1969.11	
	単位1000人	%	単位1000人	%	単位1000人	%
林 業	5.8	8.1	-2.9	-3.6	-	-
鉱業、採石業、石油業	-6.9	-5.7	-0.5	-0.5	20.0	17.6
製造業	44.0	2.6	-4.8	-0.3	-19.5	-1.1
非耐久材	18.9	2.2	-12.2	-1.4	-25.2	-2.9
耐 久 材	25.1	3.1	7.3	0.9	0.9	0.8
建設業	24.9	6.2	-4.0	-0.9	-28.9	-6.8
ビルディング	9.8	7.9	-1.1	-0.8	-	-
特殊施設	13.4	7.1	-0.8	-0.4	-	-
ハイウェイ、橋、道路等	1.7	1.9	-2.2	-2.3	-	-
交通、通信関係	19.3	3.0	-11.9	-1.7	-	-
交通関係	6.7	1.6	-10.5	-2.4	-	-
通信関係	12.6	5.5	-1.5	-0.6	-	-
通商関係	93.8	9.3	10.1	0.9	21.5	1.9
卸 売	27.1	8.6	1.0	0.3	-	-
小 売	66.6	9.6	9.1	1.2	-	-
金融、保険、不動産業	17.6	6.2	1.1	0.4	-0.9	-0.3
商業・サービス関係	104.9	6.1	2.7	0.1	-	-
サービス業	20.8	1.9	8.4	0.8	18.8	1.7
非商業部門	84.1	13.4	-5.7	-0.8	-	-
商業部門	20.3	5.1	-0.5	-1.5	-2.6	-0.6
公共事業・防衛産業	322.0	5.1	-19.8	-0.3	-49.2	-0.7

ウ、各州別雇用の変化

州 別	1968.10対1969.10		1969.9対1969.10		1969.10対1969.11	
	単位1000人	%	単位1000人	%	単位1000人	%
ニューファウンドランド	-2.1	-2.0	-4.0	-3.8	-9.0	-8.8
プリンスエドワード 島	5.1	22.8	2.7	10.7	-1.6	-5.7
ノヴァスコシア	12.7	6.6	0.9	0.5	-5.2	-2.5
ニューブランズウィック	9.5	6.2	-2.3	-1.4	-3.4	-2.1
ケベック	87.4	5.1	-8.0	-0.4	-25.4	-1.4
ケンタリオ	113.2	4.4	11.5	0.4	12.2	0.5
マニトバ	14.4	5.0	-5.4	-1.8	-8.5	-2.8
サースカチュワン	1.1	0.6	-2.2	-1.1	-4.9	-2.5
アルバニタ	34.0	7.8	-2.6	-0.5	0.1	-
B・C	47.2	7.6	-6.6	-1.0	-1.1	-0.2

(2) オンタリオ州のマンパワー事情(1969年11月—12月)

カナダ移民省オンタリオ総局は、そのManpower Reviewの中で、1969年11月—12月分のオンタリオ州マンパワー事情を以下のように発表した。

ア、11月—12月の概況

オンタリオ州の労働力は1969年10月の300万2千人から11月には300万7千人、12月には302万2千人に増加した。雇用数では1969年10月が332万5千人、11月が292万5千人、12月が292万7千人であった。1969年11月の場合、前年同期と比較して、労働力、雇用数ともに約2万人の増加に止まり、雇用上昇率が過減していることを示している。失業者数をみると、1969年10月の9,000人から11月には82,000人に止り、失業率は2.7%になった。(1968年11月の失業率も2.7%)。なお季節要因を調節した失業率は、1969年11月はオンタリオ州が3.4%、カナダ全体が5.1%であった。

最近の失業の増加は主として通常の季節的事情によるものであるが、経済の多くの分野ではその活動規模が大体定まってきた徴候をも示している。生産力が極端に低下したという報告はないが、余分の雇用や交替要員の雇用は抑えられているようで、この傾向は1970年の春まで持続されそうである。

上述の傾向が現れた分野として自転車とその部品関係の産業が挙げられ、11月—12月に約14,000人の休職を生じた。建設関係では、各地域とも活動が盛んであった。しかし、これも1970年中ずっと好況が続くことはあるまいと見られる。このほか、サービス部門や技術、専門職関係でも経営削減のために雇用低下が現れている。

他方、相当な資本投下や労働力需要を伴う新しいプランも取り上げられている。公共事業部門の経費削減はあるが、製造業や通商部門のプロデュクトは延期されたり、中止される例は余り多くない。長期の予想で

は基礎的な金属工業は有望である。短期的には製鋼産業は自動車生産と建設産業に対する連邦政府のインフレ抑制政策に左右されよう。

そのほかの多くの製造産業の活動は一般に高水準であった。自動車以外の交通関係や建設機械の分野では事業が活発で、機械やプラント関係のエンジニア、熟練した機械ドラフトマン、機械工、金型工などに対する需要が強かった。また新しい造船の注文に応じて沈滞気味のこの分野でも雇用が高まろう。

小売業関係では忙しい時だけ臨時に雇用する傾向が強まっている。サービス部門では事務職員に対する需要が1969年中を通して高かったが11-12月には急激に減少した。マンパワーセンターに依頼された数は前年の11-12月に比べると30%も減っている。1970年の第1・四半期には季節的な需要が見られようが、1969年並みの需要復活は考えられない。もともと、熟練した職員であれば、一般事務、法律関係、速記部門ならたいの地域で不足しているようである。



1、労働市場の推移——カナダ全体とオンタリオ州

項 目	時 期	カナダ全体	オンタリオ州
人 口	1968年 7月	20,772,000	7,321,000
	1969年 7月	21,089,000	7,467,000
移 住 者 数 ( )内は労働戦線 に直接参加した数	1968年	155,665	81,275
	1—10月	(80,619)	(42,331)
	1969年	135,630	72,071
	1—10月	(71,345)	(38,521)
勞 働 力 人 口 ( )内は失業者数 %は失業率	1968年12月	7,940,000	2,939,000
		(373,000)	(87,000)
		4.7%	3.0%
	1969年12月	8,095,000	3,022,000
	(383,000)	(95,000)	
	4.7%	3.1%	
平 均 週 給 ( 生 産 業 )	1968年10月	C\$112.89	C\$117.34
	1969年10月	C\$120.89	C\$124.60
平 均 時 間 給 ( 製 造 業 )	1968年10月	C\$ 2.64	C\$ 2.79
	1969年10月	C\$ 2.85	C\$ 3.00
週間平均勤務時間 ( 製 造 業 )	1968年10月	40.9時間	41.2時間
	1969年10月	40.4時間	40.5時間

ウ、労働力需要度区分——— 1969年12月

各マンパワーセンターにおける求人状況を総合すると、それぞれの職種の通常の賃銀額で、30日間以上、適格者の需要が満たされなかった職種は、12月中に20種にのぼり、その内訳は強度3種、普通7種、軽度10種であった。次の区分表では、需要度の高かったものから順番に記載してある。

需要度の程度：強度 = 100人以上、普通 = 51～100人

軽度 = 25～50人

強 度	普 通	軽 度
家事使用人	自動車機械工	製粉機設置オペレーター
保険セールスマン	機 械 工	鉦 夫
警 備 員	道具およびダイマーカー	看護婦（一般業務）
	ステノグラファー	複写機オペレーター
	セクレタリー	電 気 技 術 者
	裁縫機オペレーター	会 社 労 働 者
	タ イ ビ ト	道具類デザイナー
		農場労働者（酪農場）
		管理職トレーニー
		セールスマン（一般）

エ、雇用指数と平均週給——— 1968年10月と1969年10月

地 域	雇用指数(1961年=100)		平均週給	
	1968年10月	1969年10月	1968年10月	1969年10月
オ タ ワ	133.6	142.1	C\$105.10	C\$113.61
ト ロ ン ト	132.2	138.1	C\$117.68	C\$126.85
ハ ミ ル ト ン	119.3	122.1	C\$120.54	C\$126.29
ロ ン ド ン	124.9	128.9	C\$108.86	C\$115.19
ウ ィ ン ザ ー	158.2	159.7	C\$136.96	C\$146.93
キ ッ チ ナ ー	150.3	160.3	C\$104.59	C\$111.07
サ ド ベ リ ー	120.7	55.8	C\$139.06	C\$131.20
オンタリオ州平均	129.8	132.5	C\$117.34	C\$124.60

### (3) 産業別雇用の変化(増減) (Feb, 24付D、B、S、)

連邦統計局は、カナダ全体および各地域の産業別雇用の変化を次のように発表した。

#### ア、1969年11月の雇用概況

農業以外の産業分野では、10月に比較して0.2%即ち15,500人の雇用が減少した。特に目立つのは、林業、建設、公共事業、防衛産業、製造業、輸送業、通信等の分野であった。その他は雇用が増加した。各州別にみると、オンタリオとアルバータが僅かに増加したが、その他の州はみな減少した。

また前年11月と比較すると、4.6%(290,600人)の雇用増加で、業種別にみると殆ど全分野とも増加している。特に、林業、通商、金融、保険、不動産、建設、公共事業などの増加が大きい。州別では、ニューファウンドランドとアルバータが減少した外は各州とも大幅に増加した。

#### イ、1969年12月の雇用概況

農業以外の分野についてみると、11月よりも雇用は2.4%(159,300人)減少した。業種別では、金融、保険、不動産、公共事業等の分野で僅かに増加しただけであった。特に建設業は季節的事情で15.5%(62,200人)という大幅な減少を示した。州別にみると、プリンスエドワード島以外はみな雇用が減少した。

#### ウ、カナダ全体の産業別雇用の変化(増減)

(註) 「1969.10→1969.11」の雇用変化については、1月分月報にも記載してあるが、D、B、S、の発表では、この1月分の数字は「見込数」であり、下表の数字がその「修正数」となっている。

産 業 別	1968.11-1969.11		1969.10-1969.11		1969.11-1969.12	
	単 位 1,000人	%	単 位 1,000人	%	単 位 1,000人	%
林 業	6.2	9.5	- 5.2	- 6.7	—	—
鉱業・砕石業・石油業	3.7	3.1	10.4	9.2	- 0.5	- 0.4
製 造 業	38.0	2.3	-13.6	- 0.8	-44.2	- 2.6
非 耐 久 材	8.4	1.0	-19.6	- 2.2	-24.2	- 2.8
耐 久 材	29.6	3.7	6.0	0.7	-20.0	- 2.4
建 設 業	18.3	4.8	-27.7	- 6.5	-62.2	-15.5
ビルディング	9.7	8.2	- 6.2	- 4.6	—	—
特殊施設	9.5	5.2	- 9.1	- 4.5	—	—
ハイウエー、橋梁、道路等	-0.9	-1.1	-12.5	-10.5	—	—
交通・通信関係	19.2	2.9	- 2.4	- 0.4	—	—
交通関係	7.1	1.7	- 2.2	- 0.5	—	—
通信関係	12.1	5.3	- 0.2	- 0.1	—	—
通 商 関 係	83.9	8.1	19.8	1.8	- 2.1	- 0.2
卸 売	26.8	8.5	- 2.3	- 0.7	—	—
小 売	57.1	7.9	22.2	2.9	—	—
金融・保険・不動産業	15.5	5.4	0.9	0.3	1.1	0.4
商業・サービス関係	88.7	5.1	7.4	0.4	-22.8	- 1.3
サーヴィス業	18.2	1.6	24.6	2.2	2.5	0.2
非商業部門	70.5	11.3	-17.2	- 2.4	-25.3	- 3.6
商業部門	18.1	4.5	- 4.2	- 1.0	0.4	0.1
公共事業・防衛産業	290.6	4.6	-15.5	- 0.2	-159.3	- 2.4

エ、各州別雇用の変化(増・減)

州 別	1968.11-1969.11		1969.10-1969.11		1969.11-1969.12	
	単 位 1,000人	%	単 位 1,000人	%	単 位 1,000人	%
ニューファンドランド	-6.1	-6.1	-6.1	-6.0	-9.8	-10.3
プリンスエドワード島	4.5	19.5	-0.7	-2.4	4.6	16.7
ノヴァスコシア	11.6	6.0	-2.6	-1.3	-6.4	-3.2
ニューブランズウィック	8.7	5.8	-2.2	-1.4	-0.4	-0.3
ケベック	72.6	4.2	-15.0	-0.6	-48.2	-2.7
オンタリオ	117.5	4.5	20.9	0.8	-51.6	-1.9
マニトバ	13.3	4.7	-4.8	-1.6	-6.7	-2.2
サスカチュワン	-2.1	1.1	-5.1	-2.6	-4.7	-2.4
アルバータ	27.2	6.1	-1.3	0.3	-7.4	-1.6
B. C. 州	42.5	6.8	-0.2	0.0	-21.7	-3.2

(附 記)

1月の雇用、失業の状況 (Feb. 13付 Globe and Mail紙)

カナダ連邦統計局と移民省が、約3,5000家族を対象として、1月中旬実施した労働調査の結果は次のとおり。

政府のインフレ抑制政策や季節的な事情を反映して、失業者は12月の383,000人から485,000人に増加した。この失業率は6.1%で前年同期の5.9%よりも高く、2年前の同期の6.1%に匹敵する。もっとも季節要因を修正すれば4.5%となり、12月の4.8%より低く、例年1月の失業率と比較すれば低い方である。

これら失業者の中には、学生、家庭の主婦、退職者、就労不能の老人、不具者等は含まれていない。

全労働力7,984,000人のうち就労者は7,499,000人であるが、こ

の就労数は例年の1月と比べると大体平均的數字である。12月と比較すると1月の就労数は213,000人減少したが、その主な分野は商取引に建設業の關係であつた。前者はクリスマスセール後の低調を示し、後者は季節的な低調事情によるものである。なお農業關係の就労者は季節的事情で、12月の122,000人から1月には106,000人に減少した。前年同期の就労者は123,000人であつた。

カナダ全体および地域別の労働力、失業状況は次のとおり。

(単位：1,000人)

地 域		1969年1月	1969年12月	1970年1月
カナダ 全 体	労働力	7,891	8,095	7,984
	雇用数	7,421	7,712	7,499
	失業数	467	383	485
	失業率	5.9%	4.8%	6.1%
大 西 洋 諸 州	労働力	626	641	623
	失業数	63	46	62
	失業率	10.1%	7.2%	10%
ケ ベ ック	労働力	2,221	2,256	2,232
	失業数	187	152	178
	失業率	8.4%	6.7%	8%
オ ン タ リ オ	労働力	2,947	3,022	2,982
	失業数	111	95	124
	失業率	3.8%	3.1%	4.2%
平 原 三 州	労働力	1,309	1,334	1,306
	失業数	53	44	60
	失業率	4%	3.3%	4.6%
B ・ C	労働力	788	842	841
	失業数	53	46	61
	失業率	6.7%	5.5%	7.3%

期間：1カ月未満………全失業者の3.5%      4カ月以上……

1カ月～3カ月………      "      4.0%      全失業者の2.5%

#### (4) 1969年の対加移住状況

カナダ連邦政府人力移民省は、1969年中の対加移住状況を発表した。その概要は次のとおりである。

##### ア、全体の概況

1969年の移住者総数は161,531人で、これは前年の183,974人よりも22,443人(12.2%)の減少である。もっとも過去1[年間の平均131,142人に比べると23.2%多い。1969年の移住者総数161,531人のうち5.22%(8,434人)が労働職線に参加したが、さらにその中の34.9%(2,944人)は専門職、技術者、管理者のカテゴリーであった。また移住者の行先州としてはオンタリオ州が第1位(53.6%)であるが、これは前年の52.3%よりも高率であって、移住定着地の一つの動向を示している。移住者の年齢では40才以下が86.7%を示している。

全対の対加移住者数が前年よりも2万人余り減少した主を要因としてヨーロッパ移住者の大幅減退(30,615人減)が挙げられる。イタリーの如きは半減(10,348人減)して全体の第4位に下がったが、その大きな理由はすでに定着している先住イタリー人の親戚呼寄が減少したことによる。ヨーロッパ勢はイタリーの外に前年に比較して、英国(4,361人減)をはじめフランス、ポルトガル、ギリシヤ、西独等軒並みに減少している。1968年“難民”移住者として前年より9,000人余り急増したチェコスロヴァキアの移住者も1969年には4,721人(4,932人の減)に落ち着いた。ヨーロッパの移住者は、1966年には全体の75%を占めていたが、1968年には35.6%、1969年には54.7%に低下している。そのほか、アフリカ(1,756人減)オーストラリア地域(519人減)も減少している。

他方、米国、中南米諸国、アジア諸国は相当の増加を示した。特に米国は前年より10%も増加して21,474人に達し、各国の中で英国の37,105人に次いで第2位に上ってきた。カナダ移民規則(点数制の



選考方法)の採用により、入国が容易になったカリブ海の英領植民地などは年々その移住者が増加している。これに関連して、カナダの移民大臣は去る12月、下院で「1969年の移住者の数を見れば、アジア諸国やカリブ海地域の移住増加によって、対加移住のパターンが変化しつつあるのが明瞭になろう」と説明している。これら諸国の移住者は1965年には全体の10%に過ぎなかったのに、1969年には23%に達している。アジア諸国の中ではインドの増加(1,976人増)が大きく、従来アジアでは最も多数の移住者を選出し、かつ漸増を示していた中国系(台湾、ホンコン等)の増加が僅か13名に止ったのが注目される。(“居住地”を基準にすれば、中国系は110名の減少になる。

日本国籍を有する者は前年より70人増加して698人であった。最近数年間の日本国籍者の移住数を見ると、1964年140人、1965年188人、1966年500人、1967年858人、1968年628人、1969年698人となっており、日加双方の事情に特別の変化がない限り、日本人の対加移住者数は当分の間500人から1,000人程度を上下するのではないかと予想される。

#### (附記) 頭脳流出減る

カナダから外国への頭脳流出を阻止するために1927年設立されたThe Technical Service Councilの調査によれば、1969年中の対米国頭脳流出は前年に比べて減少した。その主な理由は、米国の改正移民法が西半球からの移住者数を年間125,000人に制限したことと、若い技術者達が米国の兵役徴収を恐れたためとみられる。従来、カナダから米国へ移動する人数の25%は同系列企業間の人事異動という名目で入米していたが、米国移民法はこの移動をも規制することになったものである。

上記Councilの発表によれば1968年には新移民法の割当実施前に入米しようとする者が増加し、過去15年間の最高数を記録している。

技術者等の主な対米流出状況

1968年：会計士	221名
化学者	133名
エンジニア	855名
医師	236名
看護婦	1,006名
その他の科学者	114名

1969年：エンジニアおよび科学者など

1,102名

イ、1969年の上位主要国について、その国籍を有する者の2カ年間の推移

順位	国名	1968年	1969年		対1968年 増減
			人数	%	
1	英国	41,466	37,105	89.5	- 4,361
2	米国	19,059	21,474	112.7	+ 2,415
3	インド	7,533	12,003	159.3	+ 4,470
4	イタリア	21,232	10,884	51.3	- 10,348
5	ポルトガル	8,841	8,031	90.8	- 810
6	ギリシア	8,157	7,134	87.5	- 1,023
7	インド	5,963	5,939	149.9	+ 1,976
8	中国	5,259	5,272	100.2	+ 13
9	ユーゴスラヴィア	6,402	5,241	81.9	- 1,161
10	チェコスロヴァキア	9,653	4,721	48.9	- 4,932
11	フランス	6,020	3,995	66.4	- 2,025
12	西独	5,942	3,880	65.3	- 2,062
13	フィリピン	2,703	3,081	114.0	+ 378
14	オーストラリア	3,380	3,074	90.9	- 306
26	日本	628	698	111.1	+ 70

ウ、カナダ国内の行先州別の移住者数

行 先 州	1968年	1969年	%
オンタリオ	96,155	86,588	53.6
ケベック	35,481	28,230	17.5
B . C	22,496	21,953	13.5
アルバータ	13,203	11,274	} 12.4
マニトバ	8,723	6,380	
サスカチュワン	3,557	2,492	
ノヴァ・スコシア	1,957	2,167	} 2.7
ニュー・ブランズウィック	1,025	1,239	
ニュー・ファウンドランド	1,006	832	
プリンス・エドワード島	170	182	
ユーコン準州ノース・ウェスト準州	195	194	0.3

エ、職業別の移住者数

(註記) ここに計上された各職業別の人数は、移住者自身が申告した職業区分に基くものと推察される。カナダ入国後の実際の就職においては、受入側の需要状況、移住者の語学力等によって、必ずしも移住者の専門乃至希望する職種に就職してはいない。なお、1969年は前年の順位に比較して専門職・技術者が第1位に進出し、管理職が前年の第8位から当年は第6位に上がったことが注目される。

職 種	1968年	1969年	備 考
専 門 職 ・ 技 術 者	29,250	26,883	↓ 勞 働 力 移 住 者 ↑
製 造 ・ 機 械 ・ 建 設	30,926	23,443	
事 務 職	12,651	12,222	
サ ー ビ ス 業	9,235	9,060	
通 商 ・ 金 融	3,195	3,287	
管 理 職	2,385	2,566	
農 業	3,164	2,283	
一 般 勞 働 者	2,681	2,018	
運 輸 ・ 通 信	1,257	932	
敏 業	496	389	
林 業	82	115	↑
漁 業 ・ 狩 猟	32	17	
そ の 他	92	1,134	
小 計	95,446	84,349	
妻	32,091	27,389	↓ 非 勞 働 移 住 者 ↑
子 供	44,925	38,754	
婚 約 者	1,268	1,211	
学 生 ( 18才以上 )	2,516	3,505	
そ の 他	7,728	6,523	
小 計	38,528	77,182	
合 計	183,974	161,531	

オ、年令別、性別移住者数

14才以下 35,066人  
 15才~39才 105,021人  
 40才以上 21,444人

(註) 男女の数に大差はない。

年 令	合 計	男	女
0-9	26,650	13,735	12,915
10-19	20,253	9,841	10,412
20-24	35,073	15,702	19,371
25-29	30,573	16,086	14,487
30-34	17,529	9,645	7,884
35-39	10,009	5,624	4,385
40-44	5,610	3,028	2,582
45-49	3,728	1,783	1,945
50-59	5,264	1,983	3,281
60以上	6,842	2,580	4,252
合 計	161,531	80,007	81,524

(5) カナダ人口の推移 (Feb. 26付 D.B.S)

連邦統計局は、1970年1月1日現在のカナダ人口を約21,260,000人と概算した。これは前年1月1日より約32万人—1.5%—の増加である。最近の増加状況を見ると、1967年中……331,000人—1.6%。1968年中……310,000人—1.5%

1969年には対加移住者の数が減ったが、その減少分は出生数の増加と、カナダから外国へ出る移住者の減少とによってバランスが取れた。

なお、カナダ人口時計は2月25日午後2時半現在のカナダの人口を21,308,710人と記録している。

下記の人口表は推定であって、1971年の国勢調査によって確定される。

同表中、1966年6月1日の人口は国勢調査によるものである。

カナダと各州の人口 (単位: 1000人)

地 域	1966年	1967年		1968年		1969年		1970年
	6月1日	1月1日	7月1日	1月1日	7月1日	1月1日	7月1日	1月1日
カナダ全体	20,015	20,252	20,441	20,630	20,772	20,940	21,009	21,260
ニュー・ファウンドランド	473	497	501	502	508	512	514	516
プリンス・エドワード島	109	109	109	110	110	110	110	110
ノヴァ・スコシア	756	755	758	760	760	763	764	765
ニュー・ブランズウィック	617	618	621	623	625	626	626	623
ケベック	5,781	5,833	5,873	5,910	5,930	5,962	5,986	6,004
オンタリオ	6,961	7,078	7,167	7,252	7,321	7,392	7,467	7,567
アニトバ	963	959	965	968	972	976	980	978
サスカチュワン	955	956	958	959	961	961	959	948
アルバータ	1,463	1,476	1,493	1,511	1,529	1,547	1,563	1,584
B・C	1,874	1,927	1,952	1,990	2,010	2,045	2,072	2,116
ユークオン	14	15	15	15	15	15	16	16
ノースウェスト準州	29	29	29	30	30	31	32	33

(6) カナダ主要都市の人口増加状況

外国からカナダに移住して来る者の大部分の行先は都市である。また、カナダ国民の都市集中の傾向は年々顕著になりつつある。3月9日発表されたカナダ連邦統計局の「主要都市の人口増加表」を見ると、最近のカナダの開発状況や人口の大都市集中の傾向を窺う事ができる。即ち各都市最近1

カ年の人口増加を「増加率」で見ると、アルバータ州のカルガリー3.7%、エドモントン3.0%、ニューファウンドランド州のセントジョンズ3.1%が大きく、「実人口増加数」で見ると、トロントの36,000人、モントリオールの26,000人、ヴァンクーヴァーの25,000人、カルガリー、エドモントンの13,000人などが目立っている。

下表では、国勢調査の行われた1966年の数は実数を示し、その他は「推定数」を示している。

メトロ地域	国勢調査	推定人口			増加率 (%)		
	1966年	1967年	1968年	1969年	1966-1967	1967-1968	1968-1969
モントリオール	2437	2489	2527	2553	2.1	1.5	1.0
トロント	2,158	2,233	2,286	2,316	3.5	2.1	1.6
ヴァンクーヴァー	892	923	955	980	3.5	3.4	2.6
ウイニペグ	509	514	523	534	1.0	1.7	2.2
オタワ	495	508	518	527	2.6	1.8	1.7
ハミルトン	449	463	471	479	3.1	1.8	1.6
エドモントン	401	412	425	437	2.7	3.1	3.6
ケベック	413	419	424	430	1.5	1.0	1.4
カルガリー	331	347	361	375	4.8	4.2	3.7
ロンドン	207	215	220	224	3.9	2.3	1.8
ウインザー	212	217	220	223	2.4	1.8	1.5
キッチナー	192	197	200	205	2.6	1.6	2.3
ハリファックス	198	201	203	204	1.5	0.7	0.3
ヴィクトリア	173	177	182	184	2.3	2.6	1.6
リチャイナ	131	134	137	140	2.3	2.7	2.0
サスカトゥーン	116	120	125	129	3.4	4.3	2.6
サドベリー	117	118	120	122	0.9	1.4	2.0
セント・ジョンズ	101	103	106	110	2.0	2.9	3.1

## (7) 賃金・G

## ア、最近の雇用、週給、作業時間の推移

カナダ連邦統計局 3月13日、16日発表の諸統計から、最近の雇用  
平均週給および平均週間作業時間を摘記すれば次のとおりである。

産 業 別	雇用指数(1961年=100)		平均週給(C\$)		平均作業時間(週間)	
	1969年 1月	1970年 1月	1969年 1月	1970年 1月	1969年 1月	1970年 1月
林 業	65.4	—	118.24	—	—	—
鉱 業	109.8	111.9	146.72	156.56	41.9	41.1
製 造 業	121.8	122.9	119.47	128.47	40.1	39.3
耐 久 材	133.6	135.4	128.17	138.23	40.6	40.1
非 耐 久 材	112.2	112.8	111.10	119.00	39.5	38.5
建 設 業	103.6	102.3	140.40	159.50	38.5	38.6
運 輸 ・ 通 信	108.0	—	128.67	—	—	—
通 商	131.7	137.0	90.55	97.29	—	—
金融・保険・不動産業	134.3	142.0	110.87	116.89	—	—
サービス業	157.8	139.4	82.01	88.07	—	—
各種産業平均	121.4	124.5	114.04	122.37	—	—
地 域 別						
大西洋沿岸諸州	112.0	112.0	95.42	102.17	39.9	38.2
ケベック州	115.3	117.1	112.08	118.51	41.1	39.8
オンタリオ州	127.3	129.7	117.93	126.63	40.1	39.4
平原三州	118.5	123.0	108.01	116.51	38.6	39.0
マニトバ州	112.2	115.1	103.21	107.98	—	—
サスカチュワン州	112.2	110.3	103.94	112.03	—	—
アルバータ州	126.4	134.9	113.10	122.71	—	—
B・C・州	125.6	136.5	122.21	134.26	36.8	37.4
全カナダ平均	121.4	124.5	114.04	122.37	—	—



イ、産業別賃金の変動 (Feb.24付 D.B.S.)

連邦統計局は、1968年12月 → 1969年10月～12月の産業別の賃金の変動を発表した。

次表は賃金額についてその増減をパーセントで示したものである。なお本表の数ではいづれも季節要因が調整しており、かつ1969年11月—1969年12月分は「推定」によるものである。

産 業 別	1968年12月	1969年10月	1969年11月
	↓ 1969年10年	↓ 1969年11月	↓ 1969年12月
農業・漁業・狩猟	0.4%	4.3%	- 0.4%
林 業	2.0	- 4.0	11.1
鉱 業	- 2.0	4.6	7.6
製 造 業	5.9	1.8	1.2
建 設 業	11.4	2.6	4.3
交通・貯蔵・通信	2.6	0.6	- 0.6
公 共 事 業	8.4	1.1	0.8
卸 ・ 小 売 業	10.4	1.1	0.1
金融・保険・不動産	10.9	0.9	1.3
サービス業	10.1	3.9	0.4
政府関係(非軍事)	16.4	- 3.8	- 3.3
賃金・給与・合計	8.7	1.5	0.8
補充的労働収入	7.7	0.5	0.7
労働関係収入合計	8.7	1.4	0.8

## ウ、最低賃金の上昇予定

マニトバ州労働大臣は、同州の一般労働者の最低賃金は本年10月から「1時間当たり現行のC\$ 1.35からC\$ 1.50に引き上げられる」と発表した。これと同時に「18才以下の勤労者は1時間C\$ 1.10からC\$ 1.25に引き上げられる。また、未経験労働者は雇用後はじめの3か月間は現行のC\$ 1.20からC\$ 1.35に、次の3か月間は現行の1.30からC\$ 1.45に、それぞれ引き上げられる」とも発表された。マニトバ州の最低賃金は、1968年にC\$ 1.25に定められ、1969年12月1日に現在のC\$ 1.35に引き上げられたものである。

来る10月1日から実施されるマニトバ州の新しい最低賃金法によって、マニトバ全労働力の8~9%にあたる30,000乃至35,000人がこの適用を受ける見通しである。職種別にみると、レストラン、ホテル、モテル、居酒屋、病院、修理店、レクリエーション事業場、衣服類製造業、ある種の小売、卸売業等の分野が対象となる。

本年10月1日の最低賃金を予測すると次のとおり。

連邦政府(現行)	C\$ 1.25
マニトバ州	C\$ 1.50
アルバータ州	C\$ 1.55
B・C・州	C\$ 1.50
オンタリオ州(現行)	C\$ 1.30

## エ、ケベック州の最低賃金増額(Jan. 25付 TheGlobe and Mail紙)

現在、ケベック州の一般最低賃金は1時間当たり、モントルオール地区でC\$ 1.25、その他の地域でC\$ 1.15である。これに関して、同州労働・マンパワー大臣は「1971年11月1日から、これらの最低賃金はケベック州内では一律にC\$ 1.50に増額されるであろう」と語った。

この1時間当たりC\$ 1.50の賃金は1971年11月まで6か月毎に

4段階に亘って増額される予定である。

最低賃金増額の恩恵を受ける者は、同州の約170万人の労働者中約90万人に達する。またサーヴィス業関係の30万人とホテル業関係の25万人も相当有利になる。すなわちサーヴィス業関係では1時間当り0\$1.15から0\$1.35になり、ホテル業関係では1時間当り0\$1.10から0\$1.30に増額される。

同州労働・マンパワー省では新しい措置として、約10万人の建設関係労働者は同州マンパワーセンターに氏名を登録するように奨めている。これらの登録した労働者には優先的に就職が保証されることになる。

#### (8) オンタリオ州家主および借家人法の修正

オンタリオ州政府は家主および借家人法の修正案を議会で可決し、1970年1月1日から施行した。新しい修正法の要点は次のようなものである。

ア、家主は合意に達したリース（賃貸契約）の証書の写しを21日以内に借家人に手交すること。

イ、新契約ではセキュアデポジット（保証金）を家主が預かることは1970年1月1日以降禁止される。但し、1カ月分のレント（家賃）をリースの最終月のレントとして担保に取ることは除外されるが、それに対しては家主は1年に6%の利息を支払わねばならない。また、保証金を1970年1月1日以前に家主に渡してある場合には、リースが満期になるか、またはリースを更新するまで保留することができるが、これらの保証金は年利6%をつけてリースの切替後15日以内に借家人に支払わねばならない。但し、借家人が承認した場合または裁判所の命令があった場合はこの限りでない。

ウ、レント不払いの理由で、家主は借家人の家具または所持品を没収することは禁止される。

エ、家の賃貸借契約は一般の契約と同様の法的規制を受ける。

オ、緊急の場合を除いて、家主は24時間前にノーティス（通知）を出して置かなければ、借家人の部屋に入ることとはできない。そして、その時刻も予告し、かつ日中でなければならぬ。

カ、家主はポスト・ディテッド・チェック（事後日付手形）をレントとして要求することはできない。

キ、家主はレントした部屋を公共機関の候補者とその選挙運動人が訪問することを許すことができる。

ク、家主と借家人の相互の合意がないかぎり、カギを無闇に交えることは禁止される。

ケ、家主はレントした場所を住むに適した良い状態に保つため修繕などを行なう義務がある。また借家人はそのレントした場所を常に清潔にしておく責任がある。

コ、レントの支払いが遅延した場合、借家人は未払額を整理して、リースを正当なものにせねばならない。未払は約定違反である。

サ、特定の協定がない場合、賃貸借関係を止めるには家主または借家人は口頭または書面をもって賃貸借契約を終了するノーティス（通告）を出す。

シ 1週間づつのリースの場合：次の週いっぱいまでそのリースを終了するノーティスをその前週末までに通知する。

(f) 月払いのリースの場合：翌月の最終日を終止日とすることを1カ月前の最終日までに通知する。

(g) 1年毎のリースの場合：その1年間の期間が終了したらそのリースが終止することを期間終了の60日前までに通知する。

ノートिसによってリースが中止された後もなお、その借りた場所に止まる者に対しては、家主はその使用料を要求することができる。

シ、家主は借家人の合意または裁判所の命令によらなければ契約に基づいて借家人に貸与している物品を取り戻すことはできない。

ス、担保の設定、私有財産の没収、カギの取替えおよび選挙運動に関する規約に違反した場合には、家主は最高1,000ドルの罰金を課せられる。

セ、市町村は家主および借家人諮問機関を設置することを許される。

#### (9) マンパワーの成人教育プログラム

カナダ連邦政府人力移民省は、不足する労働力の充実と、労働者の技倆向上のために、7週間から8週間程度の成人教育プログラムを持ち、これに経済的補助をも与えている。オンタリオ州だけで本年は15,000人がこの教育を受けるものとみられる。

この成人教育を受ける条件は、義務教育年令(満16才)を1年以上過ぎていてることと、学校を離れて1年以上経過していること。また経済的補助を受ける条件は、過去3年間労働力の1員であったこと、若しくは扶養家族を有すること。この経済的補助を受ける権利のない者でも、成人教育は「無料」で受講することが出来る。

現在カナダマンパワーセンターが実施している成人教育の課目は次のとおり。

製図、速記、車輛運転、裁縫、プラスチック技術、熔接、簿記、料理、

クランクタイピング、カラーテレビ、商業会計、商業庶務、電気技術、家具修理、看護術、エアコンデション、冷蔵装置、肉裁断など。

#### (10) 市民権と選挙権

ア、移住後何年位で市民権を取るか。

永住権を与えられてカナダに移住したものは、入国後5カ年を経過すれば、市民権獲得の資格を与えられる。

一例として、1958年に市民権を得たもの59,860人について、移住後何年位でこの市民権を与えられたかを連邦統計局資料から下記のように集計した。特に都市部と農村部ではその数に大きな相違があることは興味深い。

	合計	1921年	1931年	1941年	1945年	1950年	1955年	1956年	1961年	1966年	カナダ生れ
		以降出生	1930	1940	1945	1950	1955	1960	1965	1968	
全カナダ	59,860	285	617	203	78	3,585	12,838	23,611	16,891	15,333	219
農村部	122% 7312	73	175	71	7	654	2,136	2,740	1,241	1,621	53
都市部	878% 52,548	212	442	132	71	2,931	10,702	20,871	15,650	13,712	166
主要出身国別											
英連邦	16,787	12	32	21	59	1,925	4,256	6,549	3,648	3,051	—
イタリ	—	8	8	6	—	199	2,183	4,753	2,037	91	17
ドイツ (1946年以降は西独)	6,270	9	34	6	—	227	2,006	2,999	920	52	17
ネザラソド	4,333	—	9	2	—	278	1,890	1,759	396	11	8
ギリシア	3,714	—	5	6	—	24	218	1,341	2,054	62	4
中国	2,284	61	8	3	1	53	256	776	783	341	4
ユーゴスラヴィア	2,114	1	14	5	—	27	142	586	1,256	83	—
ポーランド	2,094	12	105	26	—	262	218	509	840	98	24
ポルトガル	1,786	—	—	—	—	1	55	847	829	54	—
ハンガリー	1,545	1	39	6	—	24	56	950	320	146	3
米	1,459	104	79	48	17	157	217	300	361	112	64
日本	89	2	3	3	—	—	3	33	35	10	—

イ、移住者の選挙権を平等に( Jan. 16付 The Globe and Mail 紙 )

現行の規定では、英連邦諸国からカナダに移住して来る英国々民は、在住1年後には選挙権を与えられるのに対して、そのほかの国民は移住後5年以上居住し、かつカナダの市民権を取らねば投票することが出来ない。

オンタリオ州の選挙法特別委員会は、現行法は移住者に対する差別取扱であるとして、この改正を取り上げた。すなわち、英連邦国民の特権を廃止すると共に、そのほかの国から来た移住者に対しては、現在の5年以上在住の期間を3年に短縮しようとするものである。また同委員会はこのほか投票年齢の引下げ、選挙資金の規制についても審議している。これに関連して、New Canadian 紙はその1月23日付紙上に、オタワ発として次のような報道を載せている。すなわち、「現内閣の某大臣は移住者に平等な投票権を与えることを数年前から主張し、そのための個人法案を提出し続けてきたが、最近の情勢をみて『英連邦系移住者に与えられている特典を、すべての国の移住者に及ぼす時期が到来した』と述べている」と。

### 3. その他移住関係事項

(1) フランス系移住者 2,000 家族 アルバータ農村へ転住か？

800 家族はフランスへ帰国か？

( Jan. 12 および Jan. 28, 1970 付 The Globe and Mail 紙 )

「ケベック州に入って来る移住者は、いづれの言語を話すにせよ、大手を広げた歓迎は期待できまい」とは、同州移民大臣が昨年9月30日70カ国の領事官との会合で明言したところである。

移住者待遇の悪いケベック州( Anti-immigrant Quebec )に見切りをつけたフランス系移住者の大群は、ケ州を離脱して、アルバータ州南部



レスブリッジ市の東方地区に40マイル平方(約100万エーカー=約40万ヘクタール)の農地を求め、農村工業コミュニティを建設する意図を明らかにした。

この移住者グループのリーダーは、ケベック州に到着けなかつた理由などについて、次のように語った。

「ケベック州はフランスに次いで、世界で2番目に大きなフランス語使用地域であるから、われわれフランス系人は「言葉が通じる」ということを最大の頼りとして同州に移住してきた。しかし、いまや言葉は第1義でないことを知った。われわれはケベック州に来て仕事を求めに行くと「英語」を知らないために専門の職には就職できない場合があり、ケベック州に移住する者は失業を覚悟するか、仕事にありついても「下っ端の仕事」をするつもりで来るほかはない。例えば、自動車の部分品にしても、技術用語は英語化されているので、フランス語だけでは足らずに苦労する。あるエコノミストの如きは移住後8年間ケベック州に滞在しているが、英語が不十分なばかりに、いまだにセールスマンに終始している。とにかく北アメリカ大陸は英語の国であって、ケベック州以外は英語を話さねばならない。ということを銘記すべきだ。」と。

このグループは、アルバータ平原において、「農業に立脚した工業コミュニティ」を建設することを目指しているという。そのプロジェクトはすでに連邦政府に提出されて審議中であり、同政府は、この企画は一つのパイロット・プロジェクトになるだろうと示唆している。同グループの内情はまだ十分には公表されていないが、その人数は少なくとも2,000家族はある模様で、目下、その委員会ではメンバーの語学能力、教育程度、職種や経験年数などを調査中という。

このグループの人数のうち、約40%はフランスから移住し、残りはフランス領アフリカ方面から来たものと見られる。グループのスポークスマンの説明によると、グループのメンバーは皆専門職を持っているが、その20%は現在失業中で、残りは専門以外の職に従事している由。

フランス系移住者のかよりな大量転住計画に対して、アルバータ州政府は「まだ公式の連絡を受けて居らず、本件について何らかの判断をする段階ではない」として、グループの計画に余り歓迎を示していない。こうした転住先の受入体制の問題や、転住に要する莫大な経費の捻出問題から、この再定住計画も大きなカベに遭遇している模様である。このため、2,000家族のうち800～820家族程度の移住者はカナダに適合することが出来ないとの理由で、再びフランスに帰国する動きを見せはじめた。

最近このグループのリーダーは連邦政府移民大臣に対して、「カナダにすっかり希望を失ったので帰国するから、経済的な援助をして貰いたい」と申し込んでいる。これに対して移民省当局は、「自分の国に帰りたい移住者は、経済的援助を必要とする事情を記載して個人毎に申請すれば、必要な援助を受けることができるだろう」と説明した。

また、帰国組は「われわれの大多数は専門職としての訓練を受けている。フランス語も知っている。それにも拘らず、ケベック州で適切な仕事に就くことが出来なかった。も早やカナダに失望した。帰国援助の要請が却下されたら、ハーグの国際司法裁判所に提訴する」と言っている。

(註記)

このグループが農工一体のコミュニティを建設するため、転住しようとしているアルバータ州の目標地域には、日系人が進出して大農場を経営し、最近では新しい日本人農業移住者や移住訓練生が配属され、農業州アルバータ州の中でも将来の発展が大きく期待されている地域である。

(2) ケベック州の言語論争と移住者 (Jan. 28, 付, Toronto Daily Star紙)

ケベック州議会はさきに「ケベック州内に住む親はその子女に英仏いずれの言葉で教育を受けさせてもよい」という法案を通過させたが、2年前から始まった英仏両語論争はいまだにクスブリつづけ、実際生活上は多くの市民、特に外国から移住してきた人々の子女教育上種々の障害になっている。

この法律に反対するフランス系人の言い分は、「英仏いずれの言葉で教育を受けさせてもよい。という権利は、英語国出身者にだけ与えられるべきである。さもないければ、当州に外国から移住して来る者は、英語の支配する企業に就職するために、英語ばかり習いたがって、しまいにはケベック州からフランス語が消えて、フランス文化の伝統は消滅してしまうだろう」というのである。しかし、ケベック州に特に多いイタリア系移住者なども、この言語論争の対象になっている。

10年前にイタリアから移住してきたあるイタリア人は次のように語った。「自分達は2年前までは幸せで何の問題もなかった。家族内ではイタリア語を話している。子供達は学校では1週間に4時間の英語を習い、あとは全面的にフランス語である。彼らは学校ではフランス語を習いが、友達とは英語で語る。ケベック州にはフランス系が多いので、社会生活上フランス語が必要であることはよく分るが、一万、ケベック以外の州に出たらしらもちろんのこと、ケベック州内でもよい職場に就職するには英語が必要であるから、二者択一的な考えで論争するのは困る。わが家にとっては英仏語いずれか、という論争よりも、学校を出た後子供達ができるだけよい就職が出来るということが最大の願いである」と。

- (3) 非移住者の就労は処罰 (Jan. 16. 1970付 The Globe and Mail 紙)  
移住でなく、単なる訪問者としての査証 (Visitors Permit) でカナダに入国した者は何かの職に就いて働くことは禁ぜられている。

1968年5月、訪問者として入加した中米の1移住者が、ある家庭で病人の看護人として働いて収入を得ていたのが告発された。裁判においては、弁護側は「現行移民法ではこのような場合は違反であるとの明文がない」と主張したが、結局罰金刑を賦課された。

(註記)

本件のような「訪問者」のほか、「旅行者」として入加して、種々な理由から、就労して収入獲得を図ったり、永住申請を希望する例はその

数が少なくないようである。しかし、どんな場合でも、永住許可が少なくとも就労許可を得ていない限り、働くことは許されない、というのがカナダ移民省の立場である。

(4) カナダの大学生の就職見通し (Feb. 6付 New Canadian 紙)

今春カナダの諸大学を卒業する学生は約65,000人、このうち約6,800人がトロント大学、1,300人がヨーク大学を出るが、いまのところ大学卒業生の就職状況は昨年よりも更にきびしい模様である。

トロント大学の就職係官の説明によれば、仕事口は十分あるにはあるが卒業生がふえているために、望み通りの就職をするのは無理で、何でもやるという組なら余り困難をしないで就職できそうであるという。最も需要の多いのはチャータード・アカウンタントで、帳簿つけなら引っ張りダコである。

大学卒業生の初任給は大体C\$550からC\$610程度で、科学専攻ならC\$650位、マスター学位の初任給はC\$670程度で、科学専攻ならC\$730位、エンジニアはC\$760位、ビジネス・アドミニストレーションはC\$730からC\$830位、また博士はC\$830以上と見られる。

(5) ケベック州生徒の学校選択 (Feb. 26付 Globe and Mail 紙)

ケベック州政府は、論議のやかましかった新教育法を2月18日承認した。これに基づいて、今年秋に、小学校または高等学校に入学しようとする生徒達は、4月1日までに英語かフランス語のいずれかの学校を選んで登録をすることになった。この種の登録は将来は1月か2月に行われることになる。

ケベック州内のフランス系人の一部は、英語教育を逐次排除する運動を起し、2年前から大きな論争を惹起していた。この新教育法の施行によって、学童を持つ同州の両親はその子弟に英仏いずれの言語でも教育を受け

させることが認められたものである。

同州教育相の説明によれば、上記登録を必要とする生徒数は200万人に上るので、秋の新学期に備えて、今のうちからこの学校選択を実施して、学校と学務局に教師陣や施設の準備をさせようという計画である。

この登録では、英語教育を希望する者はピンク色のカードに、英語を選ぶ旨明記するもので、このピンク色カードに記入しない場合には、その子弟はフランス語の学校に入学せねばならない。

(6) チェコ難民歯科医の資格取得近し (Jan. 29付 Toronto Daily Star 紙)

1968年8月の東欧軍侵入後、チェコスロヴァキアから難民の取扱いでカナダに移住した同国人歯科医14名は、カナダ・Royal College of Dental Surgeons 実施の特別試験に失敗後、オンタリオ州政府の16万ドルの助成を受けて、オンタリオ州の某大学で10カ月の特別訓練を受けていた。彼らは今年夏頃には歯科医のライセンスを附与される見通しとなった。

これら難民歯科医達がカナダに到着直後、上記Royal Collegeは2乃至3年間カナダの大学で勉強せねばライセンスは与えない、という方針であったが、歯科医の不足に困っている世論の要求もあって、昨年春同大学は特別の筆記試験を受験させたが全員失敗した。その後8月に至り、カナダ保健大臣は彼らに対する「再訓練計画」を採り上げたものである。

この10カ月のコースは程度のかなり高いもので、はじめ16名の難民歯科医がこの特別プログラムに参加したが、2名はその技倆が歯科大学の標準に達しなかったために退学させられた。14名はプログラム終了後、ライセンスを与えられるが、3年間はオンタリオ州内で勤務すべし、という条件がついている。

(7) 言葉の分らぬ移住者、精神病院で10カ年監禁

( March 6, 11付 Globe & Mail 紙ほか )

英語もフランス語も分らぬために、一夜の酒酔いから10年間精神病院に監禁されたヨーロッパ系移住者の話題が各紙に大きく報道された。この移住者は1908年ポーランドに生れた男で、1951年カナダに移住しオタワ地方で建設工事人夫として働いていた。ずっと独身で働き、やがて14,000ドルの貯金が出来た。

1960年1月の1夜、したたかに酒を飲んだ後街頭に出で、僧侶の一人団に突き当って悪口を言った。僧侶に呼ばれた警官が尋問しても酔のため解答が得られない。やがて裁判にかけられたが、英語もフランス語も分らず、かつ法廷における態度が異常といふことで精神病院に入れられた。それ以来9年10カ月、数回に亘る医師の診断は記録されているが依然精神病患者の部類に入れられ、監禁され続けた。たまたま昨年、ポーランド語を知る医師が患者名簿の中からポーランド系と思われる当該移住者の氏名を見出し、ポーランド語で話したところ、上述の事情がはじめて明るみに出た。同医師の診断では精神病患者ではないということになり、その運動により昨年11月、入院してから9年10カ月ぶりで退院を許された。

退院した同移住者はカナダに希望を失い、60を過ぎた身で再びポーランドに帰り、親戚の所で余生を送りたい希望であるという。

(8) 米国民法の一部改正 カナダ人の対米移住増加か

( Jan. 23, 1970付 The Globe and Mail 紙 )

1968年6月1日から施行された米国の移民法では、西半球から米国に移住できる人数を年間12万人と定めている。この法律によるとカナダから米国に移住を希望する者は、申請から入国決定まで1年近くも待たねばならない。特に多大の不便を感じているのは、米加両国間に頻りに異動する石油会社の職員であり、この外同じような立場の人々は、米国内に職場を与えられる医師、看護婦、熟練工、技術者、教師などである。

在カルガリー（アルバータ州）米国総領事の説明によれば、上述のような移住上の不便を緩和する目的の法案が12月米国議会に提出された由で、これが成立すれば、米国に本社を持つカナダの会社に勤務するカナダ市民の米国移住を容易にするものとみられる。

（註記）

カナダ市民やカナダに永住権を与えられている者のうち、新聞求人その他のルートを通じて、米国の会社等に応募する例は従来も少なくなかったようである。しかし、上述のように会社内の異動が決定したり、求人側が新規採用を決めたりしても、移民法の関門があるために、カナダから米国へ移住する道は必ずしも平坦ではなかった。上述の改正が行われた場合には、今後カナダ人の対米流出はかなり促進されるものとみられる。

(9) 炭鉱労務者の移住斡旋に関する考案

トロントに本社を有するマッキンタイヤ・ポーキュバイン鉱業会社は、金、銀、ニッケル等の鉱業会社としてカナダでは有力・著名な企業であるが、新にアルバータ州スモーキー地区に炭鉱を開発することになり、日本の製鉄会社集団に15年間毎年200万トンの石炭を供給する長期契約を締結した。

資本はイギリス系で、従業員も主としてイギリス系や東部カナダ等の労務者を雇用したい意向であったところ、特に炭鉱労務者の求人難と日本炭鉱出身G氏が同炭鉱開発の当初から関与していた関係から、G氏の勧奨により、日本人炭鉱労務者を募集することになった。

日本の国内法との関係から、マッキンタイヤ社は日本人の募集を海外移住事業団に依頼してきたので、本駐在員は本部の指示に基づき、1月18日—20日の間、マ社のエドモントン事務所、グランドキャッシュ・タウンスモーキー炭鉱現場等を調査し、1月21日、在エドモントン領事館に片岡領事を訪問して、現地の実情を報告、労々懇談した。（以上の仔細は1

月30日付、HCO30で報告)

カナダの鉱物資源開発のために、最近日加企業の間が相次いで実現している実情からみて、鉱山関係労働者を日本に求めようとする考えは必ずしも不自然ではない。製鉄上不可欠の石炭をカナダから輸入しようとする日本側の事情と、すぐれた技倆を有する炭鉱労働者を日本から求めようとするカナダ側の事情には相関連するものがあるように思われる。

近年の日本の労働力需給状況からみて、技術者の海外移住は全体としては飛躍的な増大は実現しにくいものと考えられるが、特殊な分野の技術者の場合には、将来の見通し、給料等の待遇条件、生活環境が日本よりすぐれている場合には、将来の見通し、給料等の待遇条件、生活環境等が日本よりすぐれている場合には、新たにその職場を海外に求めようとする動きは決して少なくないであろう。

本駐在員が調査した範囲においては、上述スモーク炭鉱の受入条件は現在日本人の一般の対加移住にみられる各種受入条件と比較してみても、決して遜色はないと言えよう。従って、上述炭鉱の本人が「地上施設」における就労であれば、むしろこれを推奨して差支えないものと思われる。しかしながら、本件の日本人求人は「地下」の石炭採掘作業であるため、落盤、炭塵、ガス爆発など不測の事故は何時発生するか全く予測出来ない。しかもこれらの事故は殆ど全面的に死傷につながる。という一点においてこの求人に対する斡旋には極めて消極的にならざるを得ない。

もし移住事業団の斡旋によって日本人炭鉱労働者の移住が行われ、彼らの渡航後万一不測の事故によって死傷者が生じた場合には、本人達の渡航前の啓発、相談や渡航後の協力に移住事業団や在加公館等が出来る限りの誠意と努力を尽してもなお、かかる特殊な作業環境に移住を推薦し、斡旋したことが必ず問題となることは不可避であろう。

もとより邦人移住者の事故発生の場合、移住事業団が出来る限りの善後措置を講じ、移住業務に関する正当な批判を受け、当然負うべき責任を取ることはこれを回避するところではないが、不測の事故の発生が可能な職



場に移住事業団が責任を取るような形で積極的に移住斡旋を行うことは重々慎重にすべきことであると考える。

他方「事故の発生が不可測である」ということは「無事故」の可能性をも意味するものであるから、海外に自己の発展の場を求めようとする邦人に対して、単に「危険性が伴うから移住を止めよ」とも言えない。かように、本件移住は微妙な要素を含んでいるが、移住事業団の立場として、不測の危険性をはらむ炭鉱移住者の少数の移住のために、現在概ね順調に進展しつつある対加移住に不要の波を生じさせない配慮が必要であろうと考える

以上のような観点から、本件求人に関する本駐在員の現在の意見は次のとおりである。

- (1) マ社の依頼により、移住事業団が本件に関係する場合においても、あくまでも当該求人を日本内地に「紹介」する形式にとどめ、その紹介の場合には「希望者は必ず事業団事務所においてマ社提供の説明資料や受入条件を周到に研究すべきこと」を明示する。
- (2) 渡航希望者がある場合には、出来得れば最低10人程度以上を取り纏め、マ社責任者の日本出張を請求し、双方が面接して十分の説明と納得をなさしめたいうえで、一般対加移住と全く同様に「希望者個人の責任」で移住申請を行わしめる。
- (3) 移住希望者が高額給料等に幻惑されて不用意な考え方から応募し、求人者に対して不利な立場にたたないよう、双方の面接の際には、事業団が列席することが望ましい。
- (4) 移住者に対する語学講座やオリエンテーションは、移住事業団主催とせず、マ社に一切委ねる。

